

別表（第7条関係）

養育医療費徴収基準額表

世帯の階層区分			徴収基準月額	徴収基準加算月額
階層区分	定義			
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等支援法による支援給付受給世帯		0円	0円
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税が非課税の世帯		2,600円	260円
C 1	A階層及びD階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、当該市町村民税の区分が次の区分に該当するもの	均等割の額のみ世帯	5,400円	540円
C 2		所得割の額がある世帯	7,900円	790円
D 1	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税の課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当するもの	15,000円以下	10,800円	1,080円
D 2		15,001円以上 40,000円以下	16,200円	1,620円
D 3		40,001円以上 70,000円以下	22,400円	2,240円
D 4		70,001円以上 183,000円以下	34,800円	3,480円
D 5		183,001円以上 403,000円以下	49,400円	4,940円
D 6		403,001円以上 703,000円以下	65,000円	6,500円
D 7		703,001円以上 1,078,000円以下	82,400円	8,240円
D 8		1,078,001円以上 1,632,000円以下	102,000円	10,200円
D 9		1,632,001円以上 2,303,000円以下	123,400円	12,340円
D 10		2,303,001円以上 3,117,000円以下	147,000円	14,700円
D 11		3,117,001円以上 4,173,000円以下	172,500円	17,250円
D 12		4,173,001円以上 5,334,000円以下	199,900円	19,990円
D 13		5,334,001円以上 6,674,000円以下	229,400円	22,940円
D 14		6,674,001円以上	全額	左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が26,300円に満たない場合は26,300円